

中国ビジネス・ローの最新実務Q&A

第81回

投資性会社(持株会社)に関する補充規定について

黒田法律事務所

萱野純子、藤田大樹

本シリーズ第59回及び第60回において、中国の投資性会社(持株会社、傘型会社、ホールディングカンパニー)に関して解説した。当該解説は、2004年12月17日に施行された「外商投資による投資性会社の投資・運営に関する規定」(以下「原規定」という)を基にしているが、その後、2006年6月5日に、「外商投資による投資性会社の投資・運営に関する補充規定」(以下「補充規定」という)が公布され、同年7月1日から施行されている。そこで、本稿では、補充規定により、投資性会社に関してどのような変更があったのかについて検討することにした。

1 出資等に関する規定の補充

- Q1 日本企業A社は、中国における長年の投資の結果、中国全土に多くの子会社を有するに至りました。そこで、これらの子会社を統括して管理し、各子会社の各種コストの削減を目指し、投資性会社を設立することを考えています。
- (1) A社は、投資性会社を設立するに当たり、各子会社から得た人民元による配当金を当該投資性会社の資本金に充てたいと考えていますが、可能でしょうか。また、その場合、どのような書類が必要となるのでしょうか。
- (2) A社は、いつまでに投資性会社の出資金の払い込みを完了させなければならないのでしょうか。
- (3) 投資性会社は商務部により管理・監督されると理解していますが、商務部から投資性会社に対して何か要求されることはあるのでしょうか。

A1

- (1) A社が、投資性会社を設立するに当たり、各子会社からの人民元による配

当金をその資本金に充てることは可能です。その場合、外貨管理部門が発行する国内人民元利益またはその他人民元の合法的収益により再投資する資本項目外貨業務許可証等の関連説明文書及び税務証憑等が必要になります。

(2) A社は、登録資本のうち少なくとも3000万米ドルについては、当該投資性会社の営業許可証発行日より2年以内に払い込まなければならず、登録資本の残余部分については、営業許可証発行日より5年以内に払い込まなければなりません。

(3) 投資性会社は、毎年6月1日までに、前年度の投資、経営等の状況について、商務部に報告しなければなりません。また、商務部の要求に従って、適時、関連情報を送付しなければなりません。

(1) 国内利益により出資する場合の提出文書の具体化

原規定においては、外国投資者が出資する投資性会社の登録資本について、「中国国内において取得した人民元利益または持分譲渡、清算等の行為により取得した人民元の合法収益によって出資する」(原規定第7条)ことを認めており、例えば、子会社からの人民元による配当金をその資本金に充てることも可能である。

そして、その場合には、「関連証明文書及び税務証憑を提出しなければならない。」とされているが(原規定第7条)、当該「関連証明文書」の内容は具体的に規定されていない。これに対し、補充規定では、当該「関連証明文書」を具体的に記載し、「外貨管理部門が発行する国内人民元利益またはその他人民元の合法的収益により再投資する資本項目外貨業務許可証」を提出すべき旨規定した(補充規定第1条)。

なお、外国投資者が人民元の合法的収益により投資性会社に出資または増資し、当該投資性会社が、当該部分の登録資本の全てまたは一部により中国国内で企業を設立する場合、当該企業の所在地の外貨管理部門における外貨登記及び出資検査関連手続において、上記の「資本項目外貨業務許可証」を提出すれば足り、投資性会社自体が、人民元を国内投資する資本項目外貨業務許可の手続を改めて行う必要はないとしている(補充規定第7条前段)。

(2) 出資金払込期限の緩和

原規定では、投資性会社の出資は、「営業許可証の発行日から2年以内に全額を払

い込まなければならない」と規定されていた(原規定第7条)。

しかし、2006年1月1日から施行されている会社法が、会社の資本金払い込みの期限について「会社設立日から2年以内に全額払い込まなければならない」とする一方で、「投資性会社は5年以内に全額を払い込めば足りる」と規定した(会社法第26条第1項)ため、補充規定では、「営業許可証の発行日から2年以内に少なくとも3000万米ドル出資し、登録資本の残余部分については、営業許可証の発行日から5年以内に全額を払い込まなければならない」と修正することになった(補充規定第1条)。

(3) 商務部への投資状況等の報告義務

投資性会社の設立は、商務部の審査許可を受ける必要があり(原規定第6条第1項)、原規定の解釈も商務部が行うものとされているため(原規定第30条)、投資性会社は商務部により管理・監督されているといえることができる。

さらに、補充規定においては、「投資性会社は、毎年6月1日までに、前年度の投資、経営等の状況について、規定された内容、書式及び方式に従い、商務部に報告しなければならない。且つ、商務部の要求に従って、適時、関連情報を送付しなければならない。」(補充規定第12条)として、投資性会社の商務部への投資状況等の報告義務を規定し、違反した場合は、商務部が関連規定に従い処分を行うとしている(補充規定第13条)。

2 業務範囲に関する規定の補充

Q2 日本企業B社は、中国で投資性会社X社を設立し、既に同社に対して2億米ドルの出資を行い、そのうち6000万米ドルを、新会社及び研究開発センター設立のための出資金として使用しました。最近、X社の業務範囲の更なる拡大を目指して、X社について多国籍企業地域本部(以下「地域本部」という)の認定を受けようと考えていますが、補充規定により、地域本部の業務範囲が追加されたと聞きました。どのような業務が追加されたのか教えてください。

A2 補充規定により、地域本部の業務範囲に、オペレーティングリース及びファイナンスリース業務、自社製品または親会社製品以外の製品の中国国内企業への生産委託業務、全製品を輸出する委託加工貿易業務等が追加され、また、財務

センター機能、資金管理センター機能を行使する地域本部には、国内関連企業の外貨資金の集中管理業務等が追加されました。

また、地域本部を含む全ての投資性企業に対して、新しく、戦略的投資並びにコミッション代理及び卸売方式による商品販売の業務が認められることになりました。

補充規定により、これまで地域本部にも認められていなかった業務が、投資性会社全体に対して認められるようになった。一方で、これまでは地域本部にしか認められていなかった業務の幾つかについてその他の投資性会社も行えるようになった。以下では、①全ての投資性会社、②原規定第15条の条件に合致する投資性会社及び③地域本部に分けて、それぞれ補充規定により新しく認められた業務について概観する。

(1) 全ての投資性会社に対して追加された業務範囲

補充規定により、新しく、全ての投資性会社に対して、以下の業務を行うことが認められた。

① 海外企業からのアウトソーシング・サービス業務の受注

原規定では、通常の投資性会社の場合、親会社及び関連会社からのみアウトソーシング業務を受託することができ(原規定第10条第5号)、地域本部であれば、中国国内外を問わず同業務を受託することができることとされていた(原規定第22条第1項第2号の4)。これに対し、補充規定では、地域本部の認定を受けていない一般の投資性会社であっても、国外会社からであれば、アウトソーシング・サービス業務を受託できるようになった(補充規定第2条)。

② 輸出製品の輸出税金還付

原規定では、原規定15条の条件に合致する投資性会社及び地域本部が、代理、取次販売、または輸出買付機関設立の方法により国内商品を輸出する場合には、輸出税の還付手続きをとることができることと規定しているが(原規定第15条第2項及び第22条第1項第2号の1)、通常の投資性会社については、投資性会社が貨物の輸出入または技術の輸出入に従事する場合、商務部の「対外貿易経営者届出登記弁法」の規定に合致しなければならないとのみ規定しているだけで(原規定第11条)、輸出製品の税金還付に関する規定がなかった。これに対し、補充規定では、投資性会社が製品を輸出する場合、関連規定に従って輸出税の還付手続きを行うことができる旨規定している(補充規定第3条前段)。

③ コミッション代理及び卸売

原規定では、投資性会社がコミッション代理、卸売、小売及びフランチャイズに従事する場合、商務部の「外商投資商業領域管理弁法」の関連規定に合致しなければならないとしていた(原規定第11条第2項)。これに対し、補充規定では、投資性会社はコミッション代理(競売を除く)、卸売方式により、その輸入及び国内で購入した商品を国内で販売することができるとしている(補充規定第3条後段及び第8条)。もともと、特殊商品並びに小売及びフランチャイズ経営方式により販売する場合は、関連規定に合致しなければならないとされている(補充規定第3条後段)。

④ 上場企業への戦略的投資

原規定では、上場企業への戦略的投資は認められていなかったが、補充規定により、全ての投資性会社が、国家の関連規定に従って、上場企業に対し戦略的投資を行うことが可能となった(補充規定第4条)。ここでいう「国家の関連規定」として2005年12月31日に公布された「外国投資者による上場企業への戦略的投資管理弁法」が挙げられるが、同法は「戦略的投資」について、外国投資者が上場会社に対して一定規模の中長期的な戦略を持って投資を行うことと規定している(同法第2条)。具体的には、最初の投資完了後に取得した株式比率が当該会社の発行済み株式の10%を下回らないこと、取得した上場会社のA株について三年以内に売却しないこと等の条件が要求されている(同法第5条第2項及び第3項)。

なお、投資性会社が上場企業に対し戦略的投資を行う場合、投資性会社は外国株主として扱われるものとされている(補充規定第4条)。

(2) 原規定第15条(注1)の条件に合致する投資性会社に対して追加された業務範囲

補充規定により、新しく、原規定第15条の条件に合致する投資性会社に対して、以下の業務を行うことが認められた。

① 関連製品のテスト販売

原規定では、原規定第15条の条件に合致する投資性会社及び地域本部であれば、投資先企業による生産開始前または新製品の生産開始前に、製品市場の開発のために、投資性会社が、親会社から投資先企業が生産する製品に関連する親会社の製品を輸入し、国内でテスト販売することが認められていた(原規定第15条第5項及び第22条第1項第2号の1)。これに対し、補充規定では、親会社の製品に限らず、関連製品を輸入し、国内でテスト販売ができるようになった(補充規定第5条前

段)。

なお、原規定では、原規定第15条の条件に合致する投資性会社及び地域本部が、国外からシステム統合の関連製品を購入する場合、または、テスト販売のために投資先企業の生産する製品に関連する親会社の製品を輸入する場合には、それらの輸入額の毎年の累計が会社の払込済登録資本額を超えてはならないとされていたが(原規定第16条)、補充規定により、同条が削除されたため(補充規定第6条)、当該輸入額の制限はなくなった。

② 自社製品または親会社製品の国内企業への生産委託等

原規定では、地域本部でなければ、国内のその他の企業に対し、その製品または親会社の製品の生産・加工を委託し、または国内外において販売することが認められていなかったが(原規定第22条第1項第2号の8)、補充規定により、地域本部でなくとも原規定第15条の条件に合致する投資性会社であれば、同業務を行うことが認められるようになった(補充規定第5条後段)。

(3) 地域本部(注2)に対して追加された業務範囲

補充規定により、新しく、地域本部に対して、以下の業務を行うことが認められた。

① オペレーティングリース及びファイナンスリース業務

原規定においても、地域本部は、商務部の許可を経て、ファイナンスリース会社を設立し、且つ、関連サービスを提供することが認められていた(原規定第22条第1項第2号の7)。これに対し、補充規定では、地域本部が、商務部の許可を経ることを条件に、ファイナンスリース会社を設立しなくても、自ら直接、オペレーティングリース及びファイナンスリース業務に従事することを認めている(補充規定第9条)。

② 自社製品または親会社製品以外の製品の国内企業への生産委託等及び委託加工貿易業務

原規定では、地域本部は、「自社製品または親会社の製品」であれば、国内のその他の企業に生産・加工を委託し、国内外において販売することが認められていたが(原規定第22条第1項第2号の8)、補充規定では、「自社製品または親会社の製品」以外の製品についても同様の業務が行えるようになった(補充規定第10条)。

また、補充規定は、地域本部に対して、製品の全てを輸出販売する委託加工貿易業務に従事することも認めている(補充規定第10条)。

さらに、財務センター機能、資金管理センター機能を行使する地域本部については、外貨管理機関の許可を経て、以下の業務を行うことができるとされている(補充規定第11条)。

- ① 国内の関連会社の外貨資金を集中管理すること
- ② 国内銀行においてオフショア口座を開設し、国外関連会社の外貨資金及び国内関連会社が外貨管理機関の許可を経て国外での貸付に用いる外貨資金を集中管理すること

従って、現行法上、地域本部でなければ認められない業務は、上記の4つの業務を含めて、以下のとおりである(原規定第22条第2項、補充規定第9条ないし第11条)。

- ① 投資先企業、多国籍企業の製品のメンテナンスサービスを提供するために必要な原材料及び部品等を輸入すること
- ② 国内企業からのアウトソーシング・サービス業務を受託すること
- ③ 関連規定に基づき、物流配送サービスに従事すること
- ④ 中国銀行業監督管理委員会の許可を経て、ファイナンスカンパニーを設立し、投資性会社及び投資先企業のために関連財務サービスを提供させること
- ⑤ 商務部の許可を経て、国外工事請負業務及び国外投資に従事すること
- ⑥ オペレーティングリース及びファイナンスリース業務
- ⑦ 自社製品または親会社製品以外の製品の国内企業への生産委託等及び委託加工貿易業務
- ⑧ 国内の関連会社の外貨資金を集中管理すること
- ⑨ 国内銀行においてオフショア口座を開設し、国外関連会社の外貨資金及び国内関連会社が外貨管理機関の許可を経て国外での貸付に用いる外貨資金を集中管理すること

注

1 原規定第15条の条件は以下のとおりである。

- ①法に基づく経営が行われており、違法記録がないこと
- ②登録資本が期限通り払い込まれていること

③実際に払い込んだ登録資本金の金額が3000万米ドル以上であり、原規定8条に規定された用途(投資して新たに設立する外商投資企業に対する出資等)に使用されたこと

④商務部の許可を受けたこと

2 地域本部として認められる条件は以下のとおりである(原規定第22条)。

①払込済登録資本が1億米ドル以上であること、または、払込済登録資本が5000万米ドル以上で、申請前1年間の投資先企業の資産総額が30億人民元以上であり、且つ、利益総額が1億人民元以上であること

②原規定第8条の規定に合致していること(登録資本のうち、3000万米ドル以上を、投資して新たに設立する外商投資企業に対して出資する等特定の目的に使用すること)

③関連規定に従い、研究開発機構を設立したこと